

山口労安発 1223 第1号
令和元年 12 月 23 日

山口県経営者協会
会長 楠 正夫 殿

山口労働局職業安定部長



電子申請の利用促進に向けた更なる取組について（周知依頼）

平素から、雇用保険業務の適正かつ円滑な運用について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、雇用保険関係手続における電子申請については、各都道府県労働局において取り組んでいるところであり、主要な雇用保険手続（※）における電子申請利用率は全国的に3割を超える状況にあります。また、令和2年4月からは、大企業における電子申請を義務化するとともに、電子証明書に代えID・パスワードによる利用を可能とする等電子申請利用環境の整備も進めることとしています。

これに伴い、デジタルガバメント推進に向けて電子申請の優先処理を徹底するため、上記の取組に加え、令和2年1月からハローワークの雇用保険適用関係業務（雇用継続給付関係業務を含む）窓口の受付時間を16時までと設定し、16時以降は電子申請関係業務を集中処理することとなりました。

ハローワークの雇用保険適用関係業務窓口へ16時を過ぎて申請書類等をお持ちいただいた場合は、原則、即日の返戻ができないこととなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、別添リーフレットにより、貴会会員の皆様への周知をよろしく願いいたします。

※ 具体的には、申請届出件数の多い雇用保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格喪失届・高齢雇用継続給付金の3手続

（担当者）

職業安定課雇用保険係

地方雇用保険監察官 徳久 幸美

雇用保険係長 柿内 貴子

電話：083-995-0382